

## Q5.償還免除に関すること

Q1. どうしたら償還免除になりますか？

A1. お貸ししている資金種類ごとに償還免除申請の時期が異なります。基本的には小口、総合（初回）につきましては、令和 3 年度または令和 4 年度に借受人及び世帯主が住民税非課税（均等割・所得割の両方）の場合、償還免除の対象となります。

Q2. 免除申請をしたのですが、いつ頃結果がわかるのですか？

A2. 令和 4 年 10 月頃に郵送で通知する予定です。

Q3. 借りた本人が亡くなっている場合、償還免除になりますか？

A3. 特例貸付事務センターにお問い合わせください(☎050-2018-7020)

Q4. 償還免除の申請はいつまでできますか？

A4. 令和 4 年の申請は、令和 4 年 8 月 31 日まで（消印有効）になります。

Q5. 非課税の場合は全部まとめて（4 資金とも）免除になりますか。

A5. 償還免除の判定は資金ごとに行います。小口及び総合（初回）は令和 4 年度、総合（延長）は令和 5 年度、総合（再貸付）は令和 6 年度に行います。

Q8. 償還免除の申請はどのようにしたらよいですか？

A8. 償還開始前に（据置期間中）に特例貸付事務センターから借受人の方へ直接ご案内をお送り致します。案内到着後、免除申請される場合は下記書類の提出が必要となります。

- ・免除申請書
- ・「借受人」または、「借受人」と「世帯主」の非課税証明書
- ・世帯全員の住民票（世帯主、世帯全員の記載があるもの）

Q18. 免除にならなかったらどうしたらよいのか？

A18. 償還の手続きが必要となります。WEBで引き落とし口座を登録してください。

Q19. コロナに感染してしまったので、免除してほしいのですが。

A19. 免除対象の要件をご確認ください。新型コロナウイルス感染症に罹患したことによる償還免除要件に該当しません。

